

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4407878号
(P4407878)

(45) 発行日 平成22年2月3日(2010.2.3)

(24) 登録日 平成21年11月20日(2009.11.20)

(51) Int. Cl.		F I	
B 6 5 D 51/20	(2006.01)	B 6 5 D 51/20	
B 6 5 D 47/36	(2006.01)	B 6 5 D 47/36	D
B 6 5 D 47/40	(2006.01)	B 6 5 D 47/40	Z

請求項の数 4 (全 9 頁)

(21) 出願番号	特願2002-207538 (P2002-207538)
(22) 出願日	平成14年7月16日 (2002.7.16)
(65) 公開番号	特開2004-51119 (P2004-51119A)
(43) 公開日	平成16年2月19日 (2004.2.19)
審査請求日	平成17年7月12日 (2005.7.12)

(73) 特許権者	000228442
	日本クラウンコルク株式会社
	東京都千代田区内幸町1丁目3番1号
(74) 代理人	100094813
	弁理士 庄子 幸男
(72) 発明者	小林 博
	東京都千代田区内幸町1丁目3番1号
	日本クラウンコルク株式会社
	内
審査官	白川 敬寛

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 押出容器用蓋

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

頂板に内容液の注出筒を立設し押出容器の口部に取り付けた中蓋と、
該中蓋に着脱自在に螺着し前記注出筒を塞ぐ筒状栓を天壁内面に設けた上蓋とからなり、
前記中蓋の注出筒は下部の上方に向かって縮径した円錐台部と上部の円筒部からなり、且
つ前記注出筒の円筒部内面には破断可能な脆弱部により接続された閉塞板を有し、前記閉
塞板には閉塞板から支柱を介して斜め上方に伸び、注出筒から延出した楕円形状のプルリ
ングからなる開封具が設けられてなり、前記開封具は、前記注出筒の円筒部から上方に延
出する延出部分を前記上蓋の筒状栓内に収納するようにしたことを特徴とする押出容器用
蓋。

【請求項 2】

頂板に内容液の注出筒を立設し押出容器の口部に取り付けた中蓋と、
該中蓋に着脱自在に螺着し前記注出筒を塞ぐ筒状栓を天壁内面に設けた上蓋とからなり、
前記中蓋の注出筒は下部の上方に向かって縮径した円錐台部と上部の円筒部からなり、且
つ前記注出筒の円筒部内面には破断可能な脆弱部により接続された閉塞板を有し、前記閉
塞板には閉塞板周縁の対向する位置から上方に伸びるU字状のプルリングからなる開封具
が設けられてなり、前記開封具は、前記注出筒の円筒部から上方に延出する延出部分を前
記上蓋の筒状栓内に収納するようにしたことを特徴とする押出容器用蓋。

【請求項 3】

前記注出筒の閉塞板の接続部の内径は6mmないし13mmの範囲にあり、前記開封具

10

20

の長さが前記注出筒の閉塞板の接続部の内径の 1.5 倍以上である請求項 1 または 2 記載の押出容器用蓋。

【請求項 4】

前記注出筒上部の円筒部の先端がラッパ状注出部となっており、前記筒状栓はその全周端が前記ラッパ状注出部に当接してなる請求項 1 ないし 3 のいずれか 1 項記載の押出容器用蓋。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、ドレッシング、マヨネーズ、ケチャップ、焼肉のタレ等のように粘稠な内容液を収容する容器に使用する押出容器用蓋に関し、より詳しくは、頂板に小径とした内容液の注出筒を立設し押出容器の口部に取り付けた中蓋と、これに着脱自在に螺着し注出筒を塞ぐ筒状栓を天壁内面に設けた上蓋とからなる押出容器用蓋に関する。

10

【0002】

【従来の技術】

従来のこの種の押出容器用蓋は、図 6 に示すように、頂板 a の中央部に内容液の注出筒 b を立設し押出容器 c の口部 d に着脱可能に螺着する中蓋 e と、この中蓋 e の注出筒 b を自在に開閉する栓 f と、この中蓋 e の頂板 a の周縁部に立設した全周壁 g に着脱自在に係合し且つ注出筒 b を覆う天板 h を有する上蓋 i とからなるものである。この押出容器用蓋は、押出容器 c 内にドレッシング等の内容液を充填し、口部 d の天面にシール材 j を貼ったあとに押出容器 c の口部 d に装着して使用されるものであり、中蓋 e を押出容器 c の口部 d に螺着し、更にこの中蓋 e の全周壁 g に上蓋 i を係合することで、最終製品とされる。

20

【0003】

このような最終製品を使用するには、口部 d から押出容器用蓋を螺脱し、シール材 j を剥ぎ取り、再び口部 d に押出容器用蓋を螺着し上蓋 i を外し更に注出筒 b から栓 f も外し、押出容器 c を手指で押圧して内容液を注出するようになっている。内容液を取り出したあと、注出筒 b に栓 f をし更に中蓋 e の全周壁 g に上蓋 i を嵌合する。この押出容器用蓋は、使用時に口部 d の天面のシール材 j を剥ぎ取りを行う必要があって、不用意に行うと内容液が飛び散る虞があるし、また衛生的でもないことから、上記のようなシール材 j の剥ぎ取りのない容器蓋も知られている。

30

【0004】

すなわち、この容器蓋は、図 7 に示すように、頂板 a の中央部に内容液の注出口 b 1 を立設し容器 c 1 の口部 d に着脱可能に螺着する中蓋 e 1 と、この中蓋 e 1 の頂板 a の周縁部に立設した全周壁 g に着脱自在に係合し且つ注出口 b 1 を塞ぐ筒状栓 k を天板 h 内面に設けた上蓋 i 1 とからなり、この注出口 b 1 は比較的大きく、破断可能な脆弱部 l 及びこれを破断して開封するプルリング m を設けた内部蓋 n を有するものである。そして、プルリング m に指を掛けて引き脆弱部 l を破断して内部蓋 n を開封する。

【0005】

また、図 8 に示した容器蓋（実公昭 46 - 8877 号公報参照）は、頂板 a の中央部に内容液の注出筒 b 2 を立設し容器 c 2 の口部 d 内周面に嵌着する中蓋 e 2 と、容器 c 2 の口部 d 外周面に嵌着し中蓋 e 2 の頂板 a の周縁部に立設した全周壁 g に着脱自在に係合して且つヒンジ連結した上蓋 i 2 とからなり、この注出筒 b 2 の先端部内に開封凸部 m 1 を設けた内部蓋 n 1 を有するものである。そして、開封凸部 m 1 を指にて押し破断して内部蓋 n 1 を開封する。

40

【0006】

【発明が解決しようとする課題】

図 6 の押出容器用蓋は、中蓋 e の注出筒 b は小径にして内容液の注出後に押出容器 c による空気戻りにより内容液切れを良好とする特徴はあるが、この構造では、部品点数が多くなり、毎回の使用に栓 f 及び上蓋 i の着脱をしなければならないという煩わしさがあり、また栓 f の紛失や緩みによる密封性の不安が残る上に、更に上述の使用時のシール材 j の

50

剥ぎ取りによる不都合もある。

【 0 0 0 7 】

また、図 7 の容器蓋は、注出口 b 1 が比較的大きいため、プルリング m を相対的に大きくすることが可能ではあるが、少量の内容物を押出して流出するようなタイプには使用できない。

【 0 0 0 8 】

また、図 8 の容器蓋は、使用時に開封凸部 m 1 を指にて押し破断して内部蓋 n 1 を開封するものであるから、使用時のシール材 j の剥ぎ取りによる不都合はないものの、開封時に開封凸部 m 1 及び内部蓋 n 1 を取り除きにくく、また開封凸部 m 1 及び内部蓋 n 1 が容器 c 2 内に落下する虞がある。更にヒンジ連結した上蓋 i 2 があるが、注出筒 b 2 を塞ぐものがないためリシール性がないという問題がある。

10

【 0 0 0 9 】

そこで、本発明の目的は、注出筒の内径が小径であるにもかかわらず、開封が衛生的でしかも容易であり、不注意による内容液の漏れもなく、毎回の使用もし易く内容液の切れが良く、周辺に付着せずにリシール性に優れ、かつ、部品点数も少なく出来る押出容器用蓋を提供することにある。

【 0 0 1 0 】

【課題を解決するための手段】

本発明は、上記目的を達成するために提案されたものであって、下記の構成からなることを特徴とするものである。

20

すなわち、本発明によれば、頂板に内容液の注出筒を立設し押出容器の口部に取り付けた中蓋と、

該中蓋に着脱自在に螺着し前記注出筒を塞ぐ筒状栓を天壁内面に設けた上蓋とからなり、

前記中蓋の注出筒は下部の上方に向かって縮径した円錐台部と上部の円筒部からなり、且つ前記注出筒の円筒部内面には破断可能な脆弱部により接続された閉塞板を有し、前記閉塞板には閉塞板から支柱を介して斜め上方に伸び、注出筒から延出した楕円形状のプルリングからなる開封具が設けられてなり、前記開封具は、前記注出筒の円筒部から上方に延出する延出部分を前記上蓋の筒状栓内に収納するようにしたことを特徴とする押出容器用蓋が提供される。

30

【 0 0 1 1 】

また、本発明によれば、頂板に内容液の注出筒を立設し押出容器の口部に取り付けた中蓋と、

該中蓋に着脱自在に螺着し前記注出筒を塞ぐ筒状栓を天壁内面に設けた上蓋とからなり、

前記中蓋の注出筒は下部の上方に向かって縮径した円錐台部と上部の円筒部からなり、且つ前記注出筒の円筒部内面には破断可能な脆弱部により接続された閉塞板を有し、前記閉塞板には閉塞板周縁の対向する位置から上方に伸びる U 字状のプルリングからなる開封具が設けられてなり、前記開封具は、前記注出筒の円筒部から上方に延出する延出部分を前記上蓋の筒状栓内に収納するようにしたことを特徴とする押出容器用蓋が提供される。

40

【 0 0 1 3 】

また、本発明によれば、前記注出筒の閉塞板の接続部の内径は 6 mm ないし 13 mm の範囲にあり、前記開封具の長さが前記注出筒の閉塞板の接続部の内径の 1.5 倍以上である上記押出容器用蓋が提供される。

【 0 0 1 4 】

また、本発明によれば、前記注出筒上部の円筒部の先端がラッパ状注出部となっており、前記筒状栓はその全周端が前記ラッパ状注出部に当接してなる上記押出容器用蓋が提供される。

【 0 0 1 7 】

【発明の実施の形態】

50

以下に、図面を参照して本発明の実施の形態を説明する。

図 1 は本発明の実施の形態を示す押出容器用蓋を押出容器に嵌着した状態の断面図、図 2 は本発明の実施の形態を示す押出容器用蓋の閉塞板とプルリングの位置関係を示す説明図、図 3 は本発明の実施の形態を示す押出容器用蓋の上蓋の斜視図である。

図面において、押出容器用蓋 1 は、頂板 2 に内容液 3 の注出筒 4 を立設し押出容器 5 の口部 6 に取り付けした中蓋 7 と、この中蓋 7 に着脱自在に螺着し注出筒 4 を塞ぐ筒状栓 8 を天壁 9 内面に設けた上蓋 10 とからなり、中蓋 7 の注出筒 4 は小径にして内容液 3 の注出後に押出容器 5 の空気戻りによる内容液の切れを可能とし、且つ注出筒 4 は破断可能な脆弱部 11 及びこれを破断して開封すると共に、注出筒 4 から延出した開封具 12 を脆弱部 11 内に設けた閉塞板 13 を有し、開封具 12 はその延出部分を上蓋 10 の筒状栓 8 内に収納するようにしたものである。

10

【0018】

前記押出容器 5 は、上から順次前記口部 6、胴部 20 及び底部（図示せず）を有し、口部 6 に取付凸部 21 を設けており、手指で主に胴部 20 を押圧することにより容易に変形し、内容液 3 を口部 6 から押し出すことが出来るものである。内容液 3 は、ドレッシング、マヨネーズ、ケチャップ、焼肉のタレ等の調味料で比較的粘稠なものが最適であるが、これに限定されるものではなく、また、食品以外にも適用できる。この押出容器 5 内に内容液 3 を充填したあと、直ちに口部 6 に中蓋 7 を取り付け密封し、外部からの汚染と外力による内容液 3 のこぼれを防止する。

【0019】

20

前記押出容器用蓋 1 の中蓋 7 は、前記押出容器 5 の口部 6 の取付凸部 21 に沿う凸部 22 を内側に設けた外筒 23 を、頂板 2 の下面に有し、この外筒 23 の内側に内筒 24 を同心的に配して、口部 6 を挟み込むように密着し内容液 3 を漏れないようにしている。一方、頂板 2 の上面にはその外周面にネジが螺刻された筒状部 25 が注出筒 4 の外側に同心的に設けられている。この筒状部 25 のネジに沿うネジが後に詳述する上蓋 10 のインナーリング 44 に螺刻され、上蓋 10 は中蓋 7 に着脱自在に螺着可能となっている。

【0020】

前記中蓋 7 の前記注出筒 4 は、下部が円錐台部 30 で縮径して行きそれに連なる上部は小径となった円筒部 31 であり、更にその先端は液切れを良好にするために薄肉としたラッパ状注出部 32 にしている。注出筒 4 の円筒部 31 の内径は、内容液の切れを可能とする内径に設定する。なお、注出筒 4 の内径とは、注出筒 4 上方の閉塞板 13 の接続部である最も狭い部分の径、つまり、最内径を意味する。

30

【0021】

本発明者らの実験によれば、注出筒 4 の円筒部 31 の内径は、目安として 6 mm ないし 13 mm の範囲にあるのが良く、最低値の 6 mm 未満では内容液 3 の切れは良いが、開封具 12 を設けた内部蓋 13 を設置するのが困難となり、最高値の 13 mm を超えるものでは内部蓋 13 を設置するのが容易となるが、空気戻りによる内容液 3 の切れを期待することが出来なくなる。より好ましい注出筒 4 の円筒部 31 の内径は、8 mm ないし 10 mm の範囲である。

【0022】

40

前記閉塞板 13 は、注出筒 4 の円筒部 31 内に配設され、周縁部には前記脆弱部 11 が設けられ、脆弱部 11 の内側周縁には開封具 12 が取り付けられている。この開封具 12 は、図 1、2 では閉塞板から支柱を介して斜め上方に伸びる楕円形のプルリング 12a であり、このプルリング 12a は注出筒 4 の円筒部 31 から上方に大きく延出し、指を掛け易くして、脆弱部 11 を容易に破断して閉塞板 13 を除去して開封することが出来る。このプルリング 12a の長さは、好ましくは注出筒 4 の円筒部 31 の閉塞板 13 の接続部の内径の 1.5 倍以上である。

【0023】

従って、上記した注出筒 4 の円筒部 31 の内径の寸法からは、6 mm ないし 13 mm の 1.5 倍以上、つまり、9 mm 以上であり、その上限は、容器の大きさや蓋の形状等から

50

おのずと好適な寸法が定められる。最低限の9mm未満では前記上蓋10の筒状栓8内に収納することが容易となるが、プルリング12aに指を掛けたり、つまんだりすることが困難となる。このように閉塞板13があることにより、図6の従来例のように一旦口部dから中蓋eを取り外し、シール材jを剥ぎ取り、再び口部dに押出容器用蓋を取り付ける必要がないから、内容液3が飛び散る虞がなく、衛生的であり、開封も極めて容易である。

【0024】

前記上蓋10は、開封後に注出筒4を筒状栓8によりリシールして、押出容器5内の内容物3を漏れないようにし、中蓋7及び押出容器5の口部6を覆いこれらの外部汚染を防ぐものであり、その形状は上部の半卵状ドーム40に段差41を経て下部が円筒体42としたものである。この段差41は、図3に示すようにウエーブをなし、意匠的にすぐれており、加えて、収縮フィルムによる前記押出容器用蓋1及び押出容器5のシールやそのシールを兼ねたシュリンクラベルの上部引っ掛かりに有効に働く。上蓋10の円筒体42は、前記押出容器5の口部6と胴部20との間にある段差43に嵌められるように形成されている。一方、半卵状ドーム40内の筒状栓8の外側の天壁9にインナーリング44が同心的に設けられ、このインナーリング44の内周面には既に述べたように中蓋7の筒状部25のネジに沿うネジが螺刻され、上蓋10は中蓋7に着脱自在に螺着されるようになっている。

【0025】

これに伴い、半卵状ドーム40内の筒状栓8は、その下端全周が前記中蓋7の注出筒4のラッパ状注出端32に当接することになり、これによりシール性がすぐれたものになる。特に、このラッパ状注出端32は、薄肉に形成されているから、上蓋10が中蓋7に螺着される際の締め付け度合によりシール性を調節出来、そのシール性が不十分であれば締め増しを行うことで対応が可能となり、内容液3の漏れを完全に防ぐことが出来る。その一方で、筒状栓8はその空間内が中蓋7のプルリング12aの収納場所を提供している。また、シール性を考慮して、筒状栓8を円周部31の内周面と係合するように設けてもよい。

【0026】

次に、上記構成になる押出容器用蓋1の使用方法について説明する。

まず、予定した内容物3の種類・性質に沿う押出容器5及び押出容器用蓋1を選択し、押出容器5内に例えばドレッシング等の内容液3を入れ、押出容器5の口部6に中蓋7を取り付け、更にその中蓋7に上蓋10を螺着する。そして、必要により収縮フィルム等を用いて包装を施し、最終製品とする。

【0027】

ユーザーは消費に際して、包装を除去し中蓋7から上蓋10を螺脱する。次に、プルリング12aを指に掛けたりつまんだりして引っ張って、内部蓋13を除去して開封する。この際、楕円形のプルリング12aを上から押すと楕円形のプルリングが左右に広がり、指が掛かりやすくなる。押出容器5の胴部20を手指で押圧すれば、中蓋7の注出筒4のラッパ状注出部32から内容液3を注出することが出来る。注出し終わると、ラッパ状注出部32は薄肉に形成されているため、内容液3の切れが良く外に垂れず、ラッパ状注出部32上の内容液3は、エアバック効果、すなわち、押出容器5が元の形状に戻ろうとして注出筒4から空気を吸い込むから、空気と共に内容液3も押出容器5内に引き込まれ、残る事がない。その後、中蓋7に上蓋10を螺着すれば、筒状栓8の全周端がラッパ状注出部32に当接してシールされ、その際、シール性が不十分であれば締め増しを行うことで対応して、内容液3の漏れを完全に防ぐことが出来る。

【0028】

図4、5は、請求項2に規定した発明の実施の形態である押出容器用蓋を示すもので、この押出容器用蓋1aと図1ないし3の実施形態との相違点は、中蓋7の注出筒4に設置した閉塞板13に設けた開封具12が、閉塞板の周縁の対向する位置から上方に伸びるU字状のプルリング12bであり、上蓋10の筒状栓8aの全周縁がラッパ状注出部32内に深く入り込むような状態で当接して、押出容器5に不用意に外力がかかっても内容液3

10

20

30

40

50

が洩れないようにした点である。その他の構成、及び作用は図 1 ないし 3 の実施態様と同様なので、図面に符号を付してその詳細な説明を省略する。

【 0 0 2 9 】

以上、本発明の実施形態を説明したが、具体的な構成はこれに限定されず、本発明の要旨を逸脱しない範囲での変更や組み合わせは適宜なし得るものと理解すべきである。

【 0 0 3 0 】

【発明の効果】

以上詳述したように、請求項 1 及び 2 の発明によれば、下部の上方に向かって縮径した円錐台部と小径の円筒部からなる中蓋の注出筒内及び上蓋の筒状栓内に操作可能な開封具を収納してあるから、中蓋から上蓋を螺脱すれば開封具にて小径にした注出筒内の内部蓋を開封出来、押出容器をスクイズして内溶液を出したあとのエアバック効果で、注出筒上の内容液の切れを促進させ、中蓋に上蓋を螺着させれば、上蓋の筒状栓が内溶液をかまわずに中蓋の注出筒を塞いで内溶液の漏れを止める。従って、開封が衛生的でしかも容易であり、不注意による内容液の漏れもなく、毎回の使用もし易く、内容液の切れが良くて周辺に付着せず汚さず、再シール性にも優れ、加えて部品点数も少なく出来る効果がある。

また、注出筒の閉塞板の接続部の内径を 6 mm ないし 13 mm の範囲で、開封具の長さを前記注出筒の閉塞板の接続部の内径の 1.5 倍以上にすることにより、注出筒は十分なエアバック効果を期待でき、操作可能な開封具付の内部蓋を注出筒に設置でき、且つ、開封具に指を掛けたり、つまんだりすることが出来て支障なく開封できる。

さらに、開封後に中蓋に上蓋を螺着することにより、筒状栓はその全周縁がラッパ状注出部に当接してシールするため、シール強さを任意に調整出来てシール漏れが生じない。

【図面の簡単な説明】

【図 1】本発明の実施の形態を示す押出容器用蓋を押出容器に螺着した状態の断面図である。

【図 2】本発明の実施の形態を示す押出容器用蓋のプルリングの断面図である。

【図 3】本発明の実施の形態を示す押出容器用蓋の上蓋の斜視図である。

【図 4】本発明の他の実施の形態を示す図 1 と同様の断面図である。

【図 5】本発明の他の実施の形態を示す図 2 と同様の断面図である。

【図 6】従来例を示す図 1 と同様の断面図である。

【図 7】従来例を示す図 1 と同様の断面図である。

【図 8】従来例を示す図 1 と同様の断面図である。

【符号の説明】

1, 1 a	押出容器用蓋
2, a	頂板
3	内容液
4, b, b 2	注出筒
5, c	押出容器
6, d	口部
7, e, e 1, e 2	中蓋
8, 8 a, 8 b, k	筒状栓
9	天壁
10, i, i 1 ~ i 3	上蓋
11, l	脆弱部
12	開封具
12 a, 12 b, m	プルリング
13, n, n 1	閉塞板
20	胴部
21	取付凸部
22	凸部
23	外筒

10

20

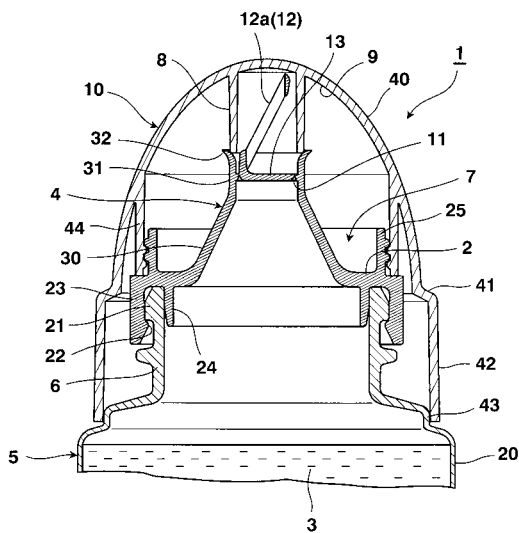
30

40

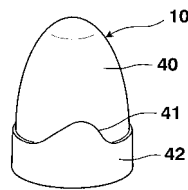
50

- 2 4 内筒
- 2 5 筒状部
- 3 0 円錐台部
- 3 1 円筒部
- 3 2 ラッパ状注出部
- 4 0 半卵状ドーム
- 4 1 , 4 3 段差
- 4 2 円筒体
- 4 4 インナーリング
- b 1 注出口
- f 栓
- g 全周壁
- h 天板
- j シール材
- c 1 , c 2 容器
- m 1 開封凸部

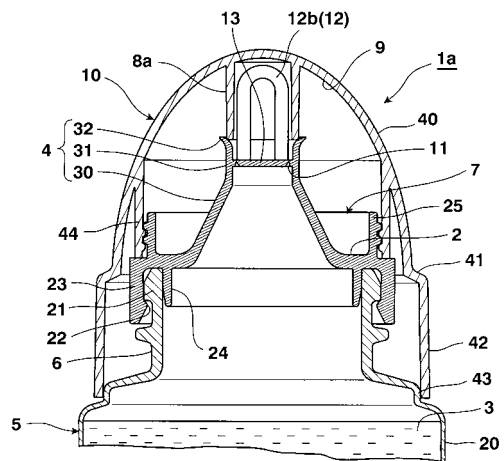
【 図 1 】



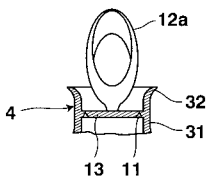
【 図 3 】



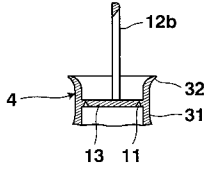
【 図 4 】



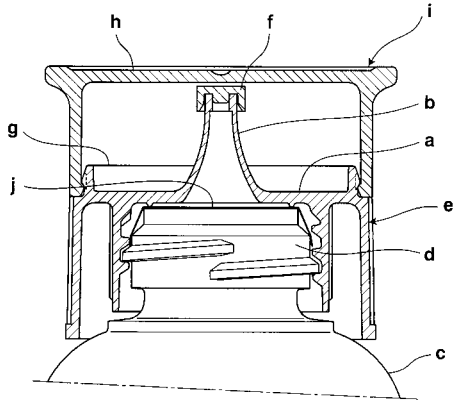
【 図 2 】



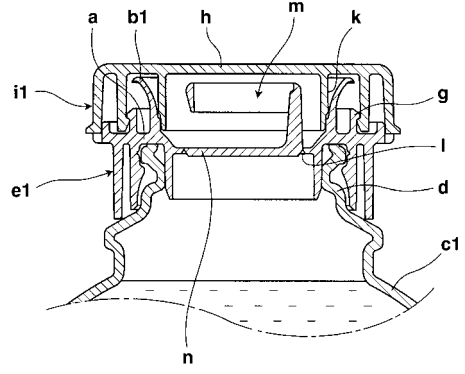
【 図 5 】



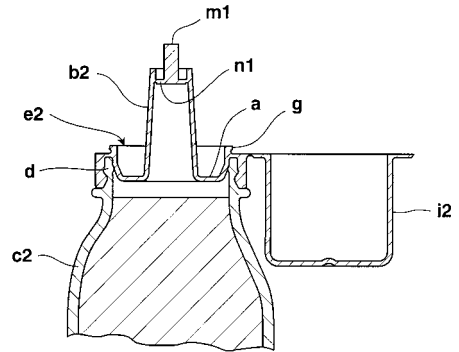
【 図 6 】



【 図 7 】



【 図 8 】



フロントページの続き

- (56)参考文献 米国特許第04948003 (U S , A)
特開2001 - 114325 (J P , A)
特開2002 - 332055 (J P , A)

- (58)調査した分野(Int.Cl. , D B 名)
B65D 35/44-35/54
B65D 39/00-55/16